



こんにちは、キスモ保険担当の中川順平です。最近、朝晩・日中の寒暖差が大きくなり、着るものに頭を悩ませる毎日です。体調も崩しやすいと思いますので、十分にお気を付け下さい。また、気温が下がってくると、タイヤ交換の予約が込み合ってきますので、早めのご予約をお勧めします。現在、タイヤキャンペーンも実施しておりますので、是非この機会をご利用ください。今回は、以前にご案内した自動車保険の「人身傷害保険」について、再度ご案内いたします。



KISMO保険担当社員  
**中川 順平**

資格：損害保険プランナー  
シニア・ライフ・コンサルタント  
T-PEC認定プロデューサー

わたしがご提案します!

最新の損害保険料率算出機構発行データによると、交通事故の判決で**最高認定総損害額が5億円**を超えました。これは「治療費」や「将来の収入見込み」「慰謝料」などを計算し、その方の損害額として認定された金額です。上位も2億円から4億円となっており、小学校1年生から開業医まで年齢・職業も様々です。そのほとんどが後遺障害で高額認定されています。後遺障害では、「治療費」・「慰謝料」のほかに、バリアフリーに家屋を改築・自動車購入代や改造費も含まれるため高額となります。また、すべてが100%被害事故というわけではなく、過失が発生しているケースも多くあります。過失が発生するということは、全額相手から補償してもらえない・・・つまり過失分はご自身で負担しなければなりません。その負担分をカバー出来るのが人身傷害保険です。

### 人身傷害保険とは・・・

過失割合に関わらず、ご契約のお車に搭乗中の方が自動車事故により、亡くなられたり、ケガをされた場合に生じる逸失利益(※)や治療費などについて、1回の事故につき補償を受けられる方1名ごとに、ご契約金額を限度に損害保険金をお支払いする保険です。

※ケガの治療費や苦痛に対する慰謝料のほか、本来事故が無ければ得られたであろう給与・収入など

(例)交差点右折時に対向直進車と衝突し後遺症で人身総損害額3億円、過失が40%の事故の場合

### 【相手から受けられる賠償額】

**3億円 × 相手過失分 60% = 1億8000万円**

不足額 1億2000万円

人身傷害保険を3000万円でご契約いただいていると、9000万円も不足してしまいます。保険会社によっては、重度の後遺障害が生じた場合には、ご契約金額の2倍を限度に支払われるケースもありますが、それでも  $3000万円 \times 2 = 6000万円$  で6000万円が不足となります。

自動車に乗っているからには、いつどこで事故に遭遇するかは分かりません。また、自動車を動かしている場合は、少なからずご自身にも過失が発生します。(相手が信号無視やセンターラインオーバーなどを除きます)相手に対する補償はもちろん、万一の際のご自身やご家族を守るためにも十分な補償額を設定することをお勧めいたします。保険金額は1億円や無制限に設定することも可能です。また、年間保険料も数千円で補償をアップ出来ますので、是非ご検討ください。また、裁判での判決で高額認定されるということで、合わせて弁護士費用特約もおすすめいたします。

